

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	11-3
許認可等の種類	獣畜のとさつ又は解体の検査			
根拠法令条例等・条項	と畜場法第14条			
許認可等の概要	と畜場における獣畜のとさつ又は解体の検査			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(省令及び厚生労働省の通知に示されているため)</p> <p>【参考】 ○と畜場法第14条</p> <p>○と畜情報施行規則(昭和28年9月28日厚生省令第44号) (検査すべき疾病又は異常の範囲) 第14条 法第14条第6項第2号又は第3号に規定する疾病又は異常は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第3(第14条、第16条関係) Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染</p> <p>○「と畜検査実施要領」の一部改正について(平成16年4月6日食安発第0406001号)」厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(検査の性質上、現場において迅速な判断が必要なものであること、及び精密検査を要する場合には検査内容に応じた日数が必要になるものであるため)			
期間の制定根拠	—			